



(あて先)

福岡市長

所在地 及び 電話番号 (電話)	法人コード
	フリガナ
フリガナ	代表者名 氏名
法人名	経理責任者 氏名

法人市民税更正請求書

地方税法第 条の 第 項の規定に基づき次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から	年 月 日まで			
摘 要	更正請求後の法人税割額	更正請求後の均等割額			
使 途 秘 匿 金 税 額 等	(百万 千 円)	当該事業年度 中において事 務所等を有し ていた月数 従 業 員 数 均等割額は各区分に (該当税率× $\frac{16}{12}$ 月) ⑰			
法人税法の規定によって計算 した法人税額 ①					
試験研究費の増加額、試験研究費の総額又は特別 共同試験研究費に係る法人税額の特別控除額 ②					
みなし配当の25%相当額の控除額 ③					
還付法人税額等の控除額 ④					
退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤			東		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③-④+⑤ ⑥	0 0 0		博		
分割法人における課税標準となる 法人税額又は個別帰属法人税額 (⑥× $\frac{20}{20}$) ⑦	0 0 0		中		
法人税割額 ⑥× $\frac{100}{100}$ ⑧			南		
分割法人の 法人税割額 ⑦× $\frac{100}{100}$ ⑨			城		
外国の法人税等の額の控除額 ⑩		早			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑪		西			
差 引 法 人 税 割 額 ⑧又は⑨-(⑩+⑪) ⑫	0 0				
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑬	0 0	計	0 0		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑭			0 0		
この更正により還付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮ ⑯	0 0		0 0		
この更正の請求により還付すべき市民税額		⑮+⑰ ⑳		0 0	
㉑ の 内	法第321条の8第30項又は第31項の規定により繰越控除する税額				
	法第321条の8第32項又は33項の規定により繰越控除する税額				
	還 付 す る 税 額				
全 従 業 者 数 ㉒	千 人	市 内 の 従 業 者 数 ㉓	千 人		
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限		年 月 日		
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日		年 月 日		
	第2号の更正・決定等のあった日		年 月 日		
	第3号の政令で定める理由の生じた日		年 月 日		
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日		年 月 日		
更正の請求をする理由及び請求を するに至った事情の詳細その他参 考となるべき事項	※国税更正決定通知書のコピー等更正請求の根拠となる資料を必ず添付して下さい。				
連 結 親 法 人 の 本 店 所 在 地 及 び 電 話 番 号 (フ リ ガ ナ)	(電 話)				
連 結 親 法 人 の 名 称					
還付を受けようとする金融機関	銀行		支店		
	口座番号(普通・当座)				

※連結法人の場合は、地方税法施行規則第20号別表1を添付して下さい。